

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 藤 田 幸 代

資産管理課

監査結果公表日 令和4年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）

措置結果通知日 令和5年3月8日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>市庁舎レースカーテンの施設修繕料について、予定価格が40万円であったため2者からの見積り合わせを行っていたが、うち1者は内装の施工を請け負っていない、主に土木工事を請け負う業者にもかかわらず見積りを依頼し、また、当該業者は見積書を発行していた。</p> <p>所管課によると、誤って依頼してしまったとのことであったが、このような行為は見積り合わせが形骸化しているようにも見受けられる。</p> <p>見積り合わせは、適正な見積書に基づいて価格比較するために行うものであることから、施工内容に即した業者選定を行われたい。</p>	<p>令和5年1月以降、業者選定については担当職員だけでなく、課内で複数人によるチェック体制を整え、施工内容に即した業者を選定することを徹底し、適正な見積り合わせを行うよう改めました。</p> <p>今後も適正な執行に努めて参ります。</p>